

県有施設のたばこ対策について

長野県では「たばこによる害のない社会」を目指しています。
 そこで、まずは県有施設において、県民及び職員の健康への影響に配慮した取組みを行いたいと考えています。

1 たばこをとりまく情勢

・健康への影響

がん・心臓病・脳血管疾患等の罹患率の上昇
 糖尿病合併症の増悪
 低出生体重児の出産の発生率の上昇
 子供・青少年の健康や発育状態への障害

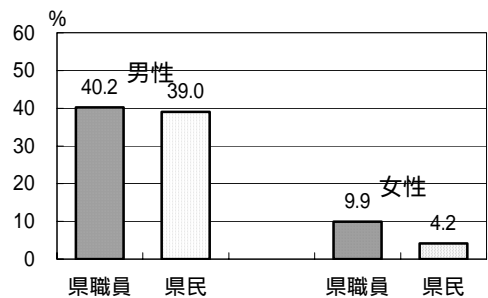
・医療費の増加

・世界の情勢 (WHO たばこ規制枠組み条約)
 たばこの消費削減・たばこ煙への曝露低減

・健康増進法 第25条受動喫煙の防止

多くの者が利用する施設を管理する者は受動喫煙防止のための措置をとるよう努めなければならない。

喫煙率



県職員：平成13年度職員健康調査
 県民：平成13年度県民健康・栄養調査

2 県有施設の状況

- ・平成13年12月部長会議において、庁舎内の完全分煙化の推進を申し合わせ。
- ・平成15年7月現在、知事部局における県有施設では、約5割弱が禁煙である。
- ・県管理施設の禁煙・完全分煙実施状況 (知事部局) - 平成15年7月保健予防課調

	禁煙	完全分煙	その他	合計
施設数	50	32	28	110
%	45.5	29.1	25.4	100

3 今後の取り組み

建物内全面禁煙

(議会等の他の機関の施設管理者にも要請する)

○9月9日(火)部長会議で決定し即日実施

○全面禁煙の例外施設(別添)

- ・宿泊を伴う施設で特に理由のある施設・住居に供する施設 (駐在所(居宅部分)・議員公舎(個室部分)・警察学校宿寮(個室部分)・キャンプ場キャビン・職員センター(個室部分)・婦人相談所(保護施設の居住部分))
- ・その他例外施設(病院精神科病棟・介護老人保健施設・盲学校の寄宿舎・警察署留置施設及び取調室)

喫煙可能場所

- ・屋上など財産管理者が指定した場所
- ・喫煙時間は、休憩時間に限る

禁煙希望者への禁煙サポートの実施 - 相談(職員課・保健所)

- ・一酸化炭素濃度測定
- ・喫煙習慣のチェック
- ・禁煙方法の紹介(禁煙補助剤等)
- ・ストレス対処法